

第3回山口県障害者差別解消条例検討委員会における意見の概要

○ 差別禁止の規定について

- ・ 私人の行為、思想、言動については規制対象とすることが適切でないとの国の解釈により、条例も同様に取り扱いたいとの説明であったが、思想信条は本人の自由だと思うが、行動や言葉は武器となり相手を傷つけることもあるのに、なぜ規制対象としないのか。
⇒ 条例による規制としては、あっせん、勧告、公表が一般的であるが、私人に対する勧告や、私人が勧告に従わない場合に当該私人の名前を公表することが適切かどうかという観点から、私人については規制対象外としたいと考えている。
- ・ 法である行為を制限してしまうと、実際は損害が発生していないかもしれないのに、表現の自由や行動を制限し過ぎることになってしまうので、実際に損害を被った場合に損害賠償請求の方法で対応することが一般的ではある。ただし、通信傍受法や共謀罪法など、実際に被害がなくても行為そのものを規制する法律ができてきており、障害者差別において私人を規制対象外とする国の解釈は、あくまでも現状での考え方を示しているのではないかと思う。
- ・ 私人による差別禁止についても、県及び事業者による差別禁止と同様に規定することを検討していただきたい。
- ・ 差別するということは、その前段に偏見がある。条例前文で、山口県ではいかなる偏見も差別も許さない、みんなで共生社会をつくろう、という明確な決意表明をすることを望んでいる。
- ・ 障害者差別解消法で不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供が禁止されているのは「行政機関」及び「事業者」であり、行政機関については、国、県、市町の別は問うていない。一方で骨子案では県及び事業者のみを禁止の対象とし、市町を対象としていない理由はどこにあるのか。
⇒ 行政不服審査法や服務規程である各市町の職員対応要領に基づいて市町自ら対応すべきものであるので、市町については県条例による紛争解決体制の対象とは考えていない。
- ・ 合理的配慮の提供は、事業者が負担と感ずるのではなく、合理的配慮についての提案を通じたコミュニケーションのきっかけとして捉えられるとよい。

○ 体制整備の規定について

- ・ 紛争解決体制について、障害者側からのみあっせんの求めを認めているが、事業者側からあっせんを求めることはできないのか。
⇒ 差別禁止の目的を踏まえ、権利利益を侵害された障害者側からの救済手続きとしているが、あっせんを行う際には、事業者側の意見聴取も行う仕組みを考えている。
- ・ 差別禁止というよりも、迅速で手厚い相談体制や事業者側にも配慮した紛争解決体制など、体制整備の部分を充実させた方がよいと思う。

○ 市町に関する規定について

- ・ 「責務・役割」の部分では、県と事業者についてのみ主体として書いているのに、「相談体制」では、市町を主体として書いていることに違和感を感じる。

- ・ 「責務・役割」規定において、市町については、県と「市町との連携」ではなく、事前に了解を取った上で「市町の責務」として規定すべきだと思う。

○ 用語の定義について

- ・ 自治会が事業者該当するか否かなど、「事業者」に含まれる具体的な範囲については、条例で規定はしないまでも、運用上問題になってくると思う。

○ 障害理解に係る規定について

- ・ 障害や障害者の理解というよりも、相互理解を進めるという視点に重点を置いてほしい。「障害のある子どもとない子ども」という表現ではなく、「障害のあるなしに関わらず」という方が共生社会の理念にふさわしいのではないか。
- ・ この条例は、前提として障害のある方とない方を区別することから始まっている条例ではあるが、その書きぶりには配慮が必要である。
- ・ 発達障害など目に見えない障害のある人への対応の仕方や障害のある人の生きづらさの理解について、特に幼児期から教育していくことが必要と思う。

○ 条例名について

- ・ 条例名については、差別解消よりも共生社会の実現を謳うものにしていただきたい。